

「医薬品のうち安全上特に問題がないものの選定に関する検討会」
ワーキンググループの選定作業の結果について

1 経緯

- (1) 平成15年6月27日付閣議決定「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」を受けて、本年9月、一般用医薬品のうち安全上特に問題がないものを選定するための検討を行うことを目的として、「医薬品のうち安全上特に問題がないものの選定に関する検討会」(以下、「検討会」という。)が設置された(メンバー:別紙1)。
- (2) 検討会では、「医薬品のうち安全上特に問題がないものの選定にかかる作業基準」(別紙2)を作成するとともに、ワーキンググループを置き、製品群ごとの具体的な選定作業を行った。
- (3) ワーキンググループは、10月から12月まで計13回開催し、以下のとおり、選定作業の結果をとりまとめた。

2 選定作業の結果概要

- (1) ワーキンググループでは、検討会が作成した「医薬品のうち安全上特に問題がないもの」の選定にかかる作業基準に基づき、以下の2つの視点に着目して選定作業を行った。
- ・ 提供すべき情報(「使用上の注意」の記載事項)の提供方法等
 - ・ 配合成分の薬理作用等からみた人体への作用
- (2) 選定作業は、まず、すべての一般用医薬品を85の製品群(別紙3)に分類し、製品群ごとの標準的な添付文書に使用上の注意として記載されている事項の中から、薬剤師が直接説明することが適切な情報を抽出し、これに該当する成分を選定の対象から除外した(当該情報と成分の組み合わせをワークシート上は「作業1」の結果として記入。)。

(3) 次に、各製品群に配合されている主たる成分の一つ一つに着目し、薬理作用の生体影響の強さ、副作用等（有害反応）の発現又はそのおそれ、及び習慣性等の観点から、「安全上特に問題がない」とすることが困難と考えられた成分を選定の対象から除外した（除外した成分とその根拠をワークシート上は「作業2」の結果として記入。）。

(4) 作業1と作業2の結果として除外されずに残った成分を、
・ 購入及び使用にあたり、薬剤師による直接の情報提供が必ずしも必要でないものであって、
・ かつ、使用した場合に、薬理作用等からみて生体への重篤な有害反応のおそれが少ないもの
として、「安全上特に問題がないもの」に配合されていても差し支えないものとして選定した（ワークシート上は【選定された主成分】として記入。）。

(5) これらの作業の過程において、選定基準を作成し、各製品群ごとの作業の整合を図った（別紙4）。

(6) すべての一般用医薬品が属する85製品群に関する選定作業の結果は、以下のとおり（別紙5）。

- ・選定された製品群数： 15 (*)
- ・選定されなかった製品群数： 70

(*) これらの中で約350品目が一般小売店で販売できるようになる。

(7) また、「作業3」として、選定されたものを一般小売店で販売するにあたつて留意すべき事項として、
① 一般小売店に対しては、販売時に外箱に表示されている情報等を確認すること等、
② 製造業者等に対しては、消費者が使用前に知っておくべき情報を、外箱等に見やすくかつ理解しやすく表示することや、消費者からの相談応需等、
③ 国に対しては、安全確保のため、選定結果について検証し、必要に応じ選定結果を見直すこと等
を求めた。

3 今後の予定

- (1) 16日（火）開催予定の検討会において、ワーキンググループの作業結果を報告し、その結果を踏まえて、検討会としての報告書をとりまとめる予定。
- (2) 次々回の検討会は18日（木）の予定。

「医薬品のうち安全上特に問題がないものの選定に関する検討会」

委 員 名 簿

※石橋 康正 東京遞信病院名誉院長
※井上 達 国立医薬品食品衛生研究所
安全性生物試験研究センターセンター長
※菅家 甫子 共立薬科大学教授
☆神田 敏子 全国消費者団体連絡会事務局長
○※斎藤 洋 東京大学名誉教授
※清水 直容 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構顧問
※宗林 さおり 国民生活センター商品テスト部調査役
☆手島 邦和 昭和大学保健医療学部教授
※武政 文彦 東和薬局
※福室 憲治 東京薬学情報研究所長
☆三村 優美子 青山学院大学経営学部教授
※山崎 幹夫 千葉大学名誉教授

(○：座長)

(※：ワーキンググループ委員)

(☆：ワーキンググループオブザーバー)

「医薬品のうち安全上特に問題がないもの」の選定にかかる作業基準

1 基本方針

「医薬品のうち安全上特に問題がないもの」の選定にかかる作業は、10月8日に開催された第2回検討会において確認されたとおり、以下の2つの視点に立って行う必要がある。

- ① 薬理作用等からみて、人体への作用が緩和であると判断されるか否か。
- ② 販売に当たって、専門家による情報提供が必要であると判断されるか否か。

2 作業の対象

すべての一般用医薬品

3 作業工程

(作業1) 提供すべき情報（使用上の注意の記載事項）の提供方法等に着目した作業

(1) 使用上の注意に記載されている内容一つ一つについて、各製品群ごとに、消費者に誤用されやすいか否かの観点を含め、以下に掲げる事項の該当性を検討する。

- ① 薬剤師が直接説明することが適切な内容か否か
- ② 販売時に手渡す説明文書が必要な内容か否か
- ③ 外箱表示による情報提供が必要か否か
- ④ 従来からの添付文書による情報提供で十分か否か
- ⑤ その他

(2) 該当する事項又はその組み合わせに基づき、各製品群を分類する。

(作業2) 配合成分の薬理作用等からみた人体への作用に着目した作業

(1) 使用上の注意の記載から、薬理作用等の物性に関する情報を配合成分ごとに抽出する。

- イ 薬理作用（作用機序の人体への影響が大きいか否か。）

- 口 副作用（重篤か否か。）
- ハ 適応上の注意（禁忌又は注意か否か。）
- ニ 相互作用（併用禁忌又は併用注意か否か。）
- ホ 習慣性（あるか否か。）
- ヘ その他

(2) 製品群に属する製品の配合成分ごとに、(1)に掲げる事項の該当性を検討する。

(作業3) 一般小売店での販売にあたって留意すべき事項の整理

「情報提供」及び「人体への作用」に着目した作業のほか、販売にあたって、消費者の安全を確保する観点から必要と思われる事項を、選定作業に付帯する意見として整理する。

[付帯する意見（これまでに出されたもの）]

- a 包装形態（1回販売量の制限）（例：〇〇日分包装等）
- b 保管管理に関する条件設定（例：温度、湿度、遮光等）
- c 販売店の把握（例：〇〇への登録制等）
- d 相談体制の整備（例：相談窓口の設置等）
- e 副作用情報収集体制の整備（例：専門員の配置等）
- f 販売数量の監視（例：販売記録の作成・保存等）
- g 販売時の消費者からの確認（例：体質等）
- h その他

No.	薬効	製品群
1	精神神経用薬	1 かぜ薬(内用)
		2 かぜ薬(外用)
		3 解熱鎮痛薬
		4 催眠鎮静薬
		5 眠気防止薬
		6 鎮暉薬(乘物酔防止薬、つわり用薬を含む)
		7 小児鎮静薬(小児五疳薬等)
		8 その他の精神神経用薬
2	消化器官用薬	9 ヒスタミンH2受容体拮抗剤含有薬
		10 制酸薬
		11 健胃薬
		12 整腸薬
		13 消化薬
		14 制酸・健胃・消化・整腸を2以上標榜するもの
		15 胃腸鎮痛鎮けい薬
		16 止瀉薬
		17 瀉下薬(下剤)
		18 浣腸薬
		19 駆虫薬
		20 その他の消化器官用薬
3	循環器・血液用薬	21 強心薬(センソ含有製剤等)
		22 血管補強薬
		23 動脈硬化用薬(リノール酸、レシチン主薬製剤等)
		24 貧血用薬
		25 その他の循環器・血液用薬
4	呼吸器官薬	26 鎮咳去痰薬
		27 含嗽薬
		28 その他の呼吸器用薬
5	泌尿生殖器官及び肛門用薬	29 内用痔疾用薬
		30 外用痔疾用薬
		31 その他の泌尿生殖器官及び肛門用薬
6	滋養強壮保健薬	32 ビタミンA主薬製剤
		33 ビタミンD主薬製剤
		34 ビタミンE主薬製剤
		35 ビタミンB1主薬製剤
		36 ビタミンB2主薬製剤
		37 ビタミンB6主薬製剤
		38 ビタミンC主薬製剤
		39 ビタミンAD主薬製剤
		40 ビタミンB2B6主薬製剤
		41 ビタミンEC主薬製剤
		42 ビタミンB1B6B12主薬製剤
		43 ビタミン含有保健薬(ビタミン剤等)
		44 カルシウム主薬製剤
		45 タンパク・アミノ酸主薬製剤
		46 生薬主薬製剤
		47 薬用酒
		48 その他の滋養強壮保健薬

No.	薬 効	製 品 群
7	女性用薬	49 婦人薬
		50 避妊薬
		51 その他の女性用薬
8	アレルギー用薬	52 抗ヒスタミン薬主薬製剤
		53 その他のアレルギー用薬
9	外皮用薬	54 殺菌消毒薬(特殊絆創膏を含む)
		55 しもやけ・あかぎれ用薬
		56 化膿性疾患用薬
		57 鎮痛・鎮痒・取れん・消炎薬(パップ剤を含む)
		58 みずむし・たむし用薬
		59 皮膚軟化薬(吸出しを含む)
		60 毛髪用薬(発毛、養毛、ふけ、かゆみ止め用薬等)
		61 その他の外皮用薬
10	眼科用薬	62 一般点眼薬
		63 抗菌性点眼薬
		64 アレルギー用点眼薬
		65 人工涙液
		66 コンタクトレンズ装着液
		67 洗眼薬
		68 その他の眼科用薬
11	耳鼻科用薬	69 鼻炎用内服液
		70 鼻炎用点鼻薬
		71 点耳薬
		72 その他の耳鼻科用薬
12	歯科口腔用薬	73 口腔咽頭薬(せき、たんを標榜しないトローチ剤を含む)
		74 口内炎用薬
		75 歯痛・歯槽膿漏薬
		76 その他の歯科口腔用薬
13	禁煙補助剤	77 禁煙補助剤
14	漢方製剤	78 210処方
		79 その他の漢方製剤
15	生薬製剤(他の薬効群に属さない製剤)	80 生薬製剤(他の薬効群に属さない製剤)
16	公衆衛生用薬	81 消毒薬
		82 殺虫薬
17	一般用検査薬	83 一般用検査薬(尿糖・尿タンパク)
		84 一般用検査薬(妊娠検査)
18	その他(いずれの薬効群にも属さない製剤)	85 いずれの薬効群にも属さない製剤

「安全上特に問題がないもの」の選定基準

[選定に関する視点]

- 1 提供すべき情報（「使用上の注意」の記載事項）の提供方法等
- 2 配合成分の薬理作用等からみた人体への作用

(1) 以下に該当するもの以外のもの

- ① 薬理作用からみて生体への影響が明らかであって、かつ、副作用が発現しているもの又は副作用の発現が予測されるもの

(例) 副交感神経遮断作用（抗コリン作用）

ヒスタミンH₂受容体拮抗作用

プロスタグランジン合成阻害作用

- ② 添付文書に「使用上の注意」として、薬剤師が直接説明することが適切な情報が記載されているもの

(例) (ア) 「してはいけないこと」の「次の人は、使用しないこと」に記載されている以下の事項

- ・ 「妊婦又は妊娠していると思われる人」又は「授乳中の」
- ・ 「乳幼児」、「小児」、「高齢者」等の年齢・世代に関する事項
- ・ 誤って使用されやすい類似の疾病や症状に関する事項

(イ) 「してはいけないこと」に記載されている以下の事項

- ・ 「長期連用しないこと」
- ・ 「服用後、乗物又は機械類の運転操作をしないこと」

(ウ) 「次の人は使用（服用）前に医師又は薬剤師に相談すること」に記載されている症状又は診断のうち、以下の事項

- ・ 医師等の診断を受けた疾患に関する事項
- ・ 消費者では判断が困難な症状等に関する事項
- ・ 妊婦、妊娠、授乳中、高齢者、小児等に関する事項

(エ) 薬物間相互作用に関する記載のうち、通常、消費者自らが判断することが困難なものであって、薬剤師による指導を要する事項

(オ) 「用法及び用量に関連する注意」として、1日当たり使用量、使用間隔、使用方法等に特段の注意を要する事項

(カ) 「次の場合は、直ちに使用（服用）を中止し、この文書を持って医師又は薬剤師に相談すること」に記載されている症状のうち、消費者では判断が困難な症状等に関する事項

(キ) 「次の症状があらわれることがあるので、このような症状の継続又は増強がみられた場合には、服用を中止し、医師、歯科医師又は薬剤師に相談すること」として記載されている症状のうち、消費者では判断が困難な症状等に関する事項

(2) 平成11年に医薬部外品に移行されている成分。ただし、内用薬にあっては、既に移行した配合量の上限を超えないこと。

選定対象となった製品群

製 品 群	選定された主な成分	主な効能・効果
消化薬	ジアスターーゼ、リパーゼ等	消化促進、消化不良、食欲不振(食欲減退)、食べ過ぎ、もたれ等
健胃薬	炭酸水素ナトリウム、センブリ等	食欲不振、胃部・腹部膨満感、消化不良、胃弱、食べ過ぎ、飲み過ぎ等
整腸薬	ビフィズス菌、ラクトミン等	整腸(便通を整える)、腹部膨満感、軟便、便秘等
制酸・健胃・消化・整腸を2以上標榜するもの(健胃消化薬)	ジアスターーゼ、酵母等	消化促進、消化不良、食欲不振(食欲減退)、食べ過ぎ(過食)、もたれ等
瀉下薬(下剤)	プランタゴ・オバタ種皮等	便秘、便秘に伴う頭痛、のぼせ、肌あれ、吹出物等の症状の緩和
ビタミン含有保健薬	ビタミン類、アミノ酸類 等	滋養強壮、肉体疲労・病中病後・食欲不振等の場合の栄養補給等
生薬主薬製剤	ニンジン、ローヤルゼリー等	虚弱体質、肉体疲労、病中病後、胃腸虚弱等の場合の滋養強壮等
カルシウム主薬製剤	グルコン酸カルシウム、ボレイ等	虚弱体質、妊娠授乳期の骨歯の発育促進等
口腔咽頭薬(のどあれ薬)	塩化セチルピリジニウム、塩化デカリニウム等	のどの炎症による声がれ・のどのはれ・のどのあれ等
含嗽薬(うがい薬)	塩化セチルピリジニウム、メントール等	口腔内及び咽喉の殺菌・消毒・清浄、口臭の除去等
かぜ薬(外用)	カンフル、メントール等	かぜの諸症状(鼻づまり等)の緩和
殺菌消毒薬	塩化ベンゼトニウム、アクリノール等	かき傷、創傷面の殺菌・消毒、きり傷、さし傷等
しもやけ・あかぎれ用薬	カンフル、グリセリン等	ひび、あかぎれ、しもやけ、かゆみ等
コンタクトレンズ装着液	アスパラギン酸カリウム、塩化ナトリウム等	ソフトコンタクトレンズ又はハードコンタクトレンズの装着を容易にする等
その他の耳鼻科用薬(いびき防止薬)	グリセリン、塩化ナトリウム等	いびきの一時的な抑制又は軽減